

2007年11月21日

東京都北区長 花川與惣太 殿

2008年度（平成20年度）

北区予算編成に関する要望書

日本共産党北地区委員会

委員長 佐藤 月男

日本共産党都議会議員

曽根 肇

日本共産党北区議員団

団 長 福島 宏紀

幹事長 八巻 直人

中川 大一

八百川 孝

木元 良八

本田 正則

相楽 淑子

山崎たい子

野々山 研

日本共産党北区議員団

〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番地22号

電話 03-3908-7144

ファックス 03-5993-0280

E-mail kyoukita@kitanet.ne.jp

はじめに

2007年（平成19年）は、小泉自公政権の「構造改革」路線をそっくり引き継いだ安倍内閣によって、教育基本法改悪や改憲のための国民投票法が強行されました。ところがその安倍首相は、この夏の参議院選挙での惨敗を受け、所信表明をおこないながら代表質問の直前に政権を投げ出すという、憲政史上かつてない事態に追い込まれました。政権を引き継いだ福田内閣も基本的には「構造改革」路線の継続にこだわり、国民の審判に背を向け、新テロ特措法の成立に執念を燃やしています。

石原都政もその姿勢は同様です。都知事選の公約である低所得者減税をたな上げし、豪華海外視察を復活するなど、都民から怒りと批判の声が高まっています。さらに、都区制度改革をゆがめて、特別区の財政を大きく圧迫しておきながら、オリンピックに毎年1000億円を積み立てた上、8兆5千億円もの大型開発を進めようとしています。こうした東京都の大型幹線道路をはじめとする巨大開発の強行は、「23区財源」の都による吸い上げを前提としており、各区に対する財政圧迫をすすめるばかりか、再び都財政を破綻させるものであることは明らかです。

このようなもとで、北区政も国や都に追従し、増税と区民サービス削減で、積立金は300億円を超える規模となっています。今、北区政にもとめられているのは、何よりもワーキングプアなど区民生活を脅かす格差と貧困の実態を明らかにし、介護保険制度の改善をはじめ区民のくらしや営業を守ることです。そのためにも、従来の「経営改革プラン」を根本的に見直し、「区民の税金は区民のくらし応援のために」という自治体本来の役割を果たすべきです。

このような中で、日本共産党北区議員団は、多くの区民や諸団体の方々と懇談を重ね、4つの柱337項目の新年度予算要望書をまとめました。いずれも切実な内容ばかりです。実現を強くもとめるものです。

目 次

第 1 章	すこやかに安心してくらするように	3
第 1 節	健康、医療施策の充実を	3
第 2 節	介護保険制度の改善について.....	5
第 3 節	高齢者福祉について	7
第 4 節	障害者自立支援法の下で、北区の障害者福祉の実績を後退させないために.....	8
第 5 節	本気の子育て支援、子どもの権利が守られる施策の充実を	11
第 6 節	生活困難者世帯への対応について.....	14
第 2 章	一人ひとりがいきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを ...	16
第 1 節	雇用対策の充実を	16
第 2 節	中小企業振興のために.....	17
第 3 節	人格の形成をめざす学校教育について.....	17
第 4 節	学校の施設整備について	19
第 5 節	生涯学習の充実を	20
第 6 節	平和に貢献する北区を.....	21
第 7 節	男女共同参画をめざして	22
第 8 節	消費者施策について	22
第 9 節	在日永住外国人に権利擁護のために	23
第 3 章	安全で快適なうるおいのあるまちづくりを	24
第 1 節	まちづくりの基本について.....	24
第 2 節	防災対策の拡充	24
第 3 節	快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを.....	26
第 4 節	環境対策の拡充を	29
第 5 節	リサイクル促進と清掃事業の充実を	30
第 6 節	利用しやすい交通機関をもとめて.....	31
第 7 節	通行の安全・安心対策の充実を	32
第 8 節	各地域のまちづくりの課題について	32
第 4 章	区民本位の行財政改革を	36
第 1 節	政治倫理の確立について	36
第 2 節	公正・公平な契約をめざして.....	36
第 3 節	住民本位の行財政改革を	37
第 4 節	区民負担の軽減を	37
第 5 節	自治権を拡充し、財政権確立のために.....	38

第1章 すこやかに安心してくらするよう

第1節 健康、医療施策の充実を

- 1、食生活や運動など健康づくりについて、遊休施設や空き店舗などを積極的に活用し、場の確保や活動を支援すること。
- 2、事業所や労働基準監督署などと連携し、メンタルヘルスケアのとりくみを拡充すること。
- 3、区民健診（特定健診も含む）については、
北区医師会へ委託し、実施すること。
北区医師会員でなければ健診の診察や結果返しができないとする医師会の条件は改善するよう指導すること。
特定健診の検査項目に北区独自項目を加え、現在の区民健診の内容を継続すること。（腎臓クレアチニン、痛風尿酸、血清アルブミン低栄養、胸部レントゲン、貧血検査、心電図など）
無料受診を継続すること。
後期高齢者健診についても、これまでと同様の健診が受けられるようにすること。
眼科健診、耳鼻科健診についても、これまでと同様に受けられるようにすること。
国保の資格証明書の方も健診が受けられるようにすること。
実施期間の通年化、夜間、土日の実施など受診機会を拡充すること。
検診結果は2週間以内に返せるようシステムの見直しをすすめること。
40歳以下の若い層への健診を北区として実施すること。
- 4、各種がん検診については、
通年実施とし、受診者が希望する日程や検診内容を選択できる制度とすること。
有料化しないこと。
乳がん検診は毎年受けられるようにすること。
前立腺がん検診を実施すること。
- 5、特定保健指導について
医師会への委託を考慮し、準備や委託費も含め、早急に提示すること。
区の保健師が実施することも視野に入れて検討すること。
- 6、特定高齢者健診については、
医師会や区内医療機関と連携を密にして、対応すること。
区民健診の内容を特定高齢者健診に矮小化しないこと。
- 7、障害者健診については、
現行通り継続すること。
二次健診を充実させるとともに、車イス利用者以外にも対象を広げること。

- 8、健康相談事業については、
介護保険の地域支援事業へ移行するのでなく、公的事業の継続と拡充をはかること。
王子健康相談系の場所を王子福祉保健センターへもどすこと。
- 9、保健所と健康相談系の組織を同一ラインとすること。
- 10、インフルエンザ予防接種への補助制度を拡充すること。
- 11、国民健康保険事業については、
窓口負担増や年金天引きなど、今後予定されている医療制度改悪の中止を国にはたらきかけること。
保険料を値上げしないこと。
保険料の減免制度を拡充すること。
資格証明書発行については、減免制度などの活用をはかり、機械的、一律にはおこなわないこと。
短期保険証の窓口留め置きはやめること。
- 12、国民健康保険事業に対する国庫補助を、当面 45%に復元させること。また、国民健康保険料は、東京都の責任を明確化しながら、値下げすること。
- 13、後期高齢者医療制度については、
来年 4 月からの実施を中止するよう国にはたらきかけること。
保険料を低く抑えるために、国や東京都に対し、国庫補助金や都補助金の増額をもとめること。
北区としても、保険料を抑えるための区単独事業を実施すること。
低所得者への減額制度を確立すること。
年金からの保険料天引きや差別医療となる包括医療はおこなわないよう国にもとめること。
- 14、70～74 歳までの窓口負担を来年 4 月から、1 割から 2 割へ引き上げないよう国にもとめること。
- 15、医療費抑制の構造改革をやめ、診療報酬の改善、医師をはじめとしたマンパワーの確保、救急体制の確立、療養ベットの削減中止など、を国や都にもとめること。
- 16、城北地域における医療、特に周産期医療については、都立豊島病院の分娩の再開や救急医療体制の強化をもとめ、あわせて王子地域からの交通アクセスも改善すること。
- 17、東十条病院については、
経営、運営について問題の真相を明らかにするようもとめること。
入院患者、透析、産科患者など、医療の継続に万全を期すようもとめること。
職員を一方的に解雇せず、雇用について法人が責任を持って対応するようもとめること。
総合病院、350 床のベットをもつ医療機能の代替を都と連携して対応すること。
- 18、都立病院について以下の点を東京都にもとめること。
地域拠点病院として、伝染病、神経、小児、周産期、精神などの機能を維持拡充すること。

PFIによる外部化を中止するとともに、地方独立行政法人化しないこと。

北区が外来、入院患者数で第2位のシェアを占めている都立駒込病院のPFI導入、近隣で数少ない周産期医療病床を持つ都立豊島病院の公社化を中止すること。

19、印刷局東京病院について、以下の点を独立行政法人国立印刷局にもとめること。

二次保健医療機関にふさわしい医療水準、職域と地域に対する医療機能を存続させること。とりわけ、診療科目と病床数の維持存続に努めること。

北区、区議会、近隣住民、職域団体との合意のない譲渡や閉鎖はおこなわないこと。

現在、働いている職員の雇用を引き続き守ること。

20、東京北社会保険病院については、

廃止や民間売却をさせないこと。

区内唯一の産科ベッドを有し、小児救急を担う病院の維持のために支援をすること。

第2節 介護保険制度の改善について

1、介護認定の改善については、

北区が改善をした調査内容（特記事項に身体障害者手帳や生活状況を詳細に記載）について、全ての調査員へ周知徹底をはかること。あわせて調査時のケアマネージャーの立会いを認めること。呼吸器疾患をもつ方は認定が軽く出る傾向があり、サービスが低下することで、無理をして動き、症状を悪化させるという事態が生まれている。改善に努めること。

認定期間が3ヵ月、4ヵ月と短く介護保険証に記されてくるケースが生じている。その理由を明らかにし、改善すること。

認定調査の委託は、調査員氏名を公表し、一部事業者に偏ることなく公平におこなうこと。また、認定調査を区が指定しない事業所に対し、理由を明らかにすること。

認定にかかる日数はおおむね30日以内とする法的期間を遵守すること。

認定審査会は人数を3人から5人に増やすと共に、審査会の開催数を増やすこと。

認定審査会のメンバーを公表すること。

認定調査員研修会の指導内容と議事録の公表、研修会を公開すること。

2、地域包括支援センターについては、

直営3ヵ所での総括、課題を明らかにし、北区の地域包括支援センターの方針やビジョンを明確にすること。

処遇困難なケースは、直営の地域包括支援センターが支援すること。

一人当たりの予防プラン作成件数は、他区並みに30~40件程度とすること。

予防プラン作成に追われる状況を改善し、センター本来の総合調整マネジメント機能や地域づくりが実践できるよう人的体制を強化すること。

新たに地域包括支援センターとなった旧在宅介護支援センター4ヵ所に対し、丁寧な連携、引き継ぎ、指導をおこなうこと。

予防プラン作成に関する介護報酬や基準の改善を国にもとめること。

- 3、介護予防の要支援 1、2 と判定され、介護サービスの利用制限を受けた方々に対して、ヘルパーの生活援助の長時間加算復活を含め、要支援 1、2 の利用限度額の引き上げを国にもとめること。
ヘルパーの回数や利用時間の拡充、同居家族がいる際のサービスの利用回数増、デイサービスの回数増など北区として、独自のサービスを実施すること。
北区独自の特殊寝台等の激変緩和策は継続すること。
- 4、介護予防事業（地域支援事業）については、
筋力パワーアップ事業などを受けられる場所や回数を増やすこと。
原則、無料で受けられるようにすること。
- 5、保険料については、
住民税の非課税措置の廃止などの影響で、収入が変わらないのに保険料が上がる方への北区独自の軽減策を実施すること。
介護保険基金や一般財源の繰り入れで、保険料を値下げすること。また、減額制度を拡充すること。
介護保険料段階を 7 段階からさらに細分化すること。
国庫負担の 30% への引き上げや、保険料の算定基準の抜本的改善を国にもとめること。
- 6、利用料については、
減額制度を住民税非課税者に拡充すること。
通所介護、通所リハビリの食費に対する区独自の減額制度を実施すること。
介護施設の居住費、食費全額徴収に対する低所得者の減額制度を実施すること。
- 7、介護施設等、基盤整備については、
特別養護老人ホーム、ショートステイ、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能施設を増設すること。
入所者の重度化を考慮し、医師、看護師、介護職員の配置基準の改善や報酬単価の引き上げを国や都にもとめ、人的体制を確保すること。
施設整備交付金の引き上げを国にもとめること。
低所得者が入所できる利用料減額制度をつくること。
- 8、老人保健施設の運営について
療養型病院からの転院が多くなる中、医療対応がもとめられ、医療費や薬代が増えている実態を調査し把握すること。
入所中の検査や薬代に対する補助制度を国や都にもとめること。また、区としても検討すること。
- 9、介護職員の質の向上を事業所まかせにせず、研修システムを確立し、希望するする全てのヘルパーが受講できるよう支援すること。

- 10、介護サービスを受けていない高齢者への生活維持と在宅で介護をしている家族の休養の機会を積極的に確保するため、（仮称）「リフレッシュ券」などを支給すること。

第3節 高齢者福祉について

1、認知症高齢者へのとりくみについて

認知症高齢者への理解をあらゆる機会を広げること。

認知症サポーターを増やし、研修後のネットワーク化や研修の充実をはかること。

支え合いのまちづくりをすすめるため、商店街や民生委員、介護保険事業所、地域包括支援センター、警察、消防などとの連携、ネットワーク化をすすめること。

もの忘れ相談を実施、拡充すること。

認知症を抱えた家族への支援やリフレッシュ事業を実施すること。

区民の理解を広げるため、子どもたちも対象にするなど、創意あるとりくみを実施すること。

2、介護保険で認められていない通院への付き添い、散歩や近隣施設への外出介助、同居者の食事準備など生活実態に合わせて、北区独自のサービス提供を実施すること。

3、介護が必要でない高齢者に対しても、電気器具や家具の修理、窓の清掃などサービス提供がおこなえるようにすること。

4、要援護高齢者支援事業（病気や緊急の際、保健師や看護師、理学療法士などを派遣し、生活の安定をはかる）の区民周知をおこない、事業を拡充すること。

5、シルバーカーやT字杖、入浴補助用具を貸与すること。

6、訪問理髪サービス、紙オムツ支給事業の対象者を要介護3までに拡大すること。

7、会食サービスの場所を増やすとともに、ふれあい配食サービスを復活すること。

8、地域ささえあい事業、高齢者の自主的サークルやクラブ活動等にとりなう施設使用料は、減額すること。また、活動への補助を拡充すること。

9、（仮称）介護手当、生きがい手当、電話料金助成など、高齢者への経済給付的事業を新設すること。

10、高齢者ヘルシー入浴券（敬老入浴券）を増やすこと。

11、シルバーパスについては、

非課税措置の激変緩和策を来年度以降も実施するよう関係機関にもとめること。

課税世帯に対する、年間パス（現行2万510円）だけでなく、6か月パス、3か月パス、5000円券、1万円券を導入するなど、負担軽減策をとるよう都にもとめること。

12、老人クラブの運営支援については、

北区老人クラブ連合会の 50 周年記念式典、記念講演会を共催し、式典会場、講師、植樹、記念誌発行など必要な財政支援をおこなうこと。

老人クラブ連合会役員に対する特別功労賞を授与すること。

仮称北区シニアクラブ連合会の連合会旗を作成授与すること。

老人クラブの結成、クラブ員を地域ごとのエリアに限らず、テーマや活動など多様性に配慮した結成、運営ができるよう補助要綱を見直すこと。

各老人クラブへの補助金を引き上げること。

事業報告や会計報告を簡素化すること。

第 4 節 障害者自立支援法の下で、北区の障害者福祉の実績を後退させないために

1、応益負担の撤回や施設運営費の日払い方式を月額補助にもどすなど、障害者自立支援法の全面見直しを国にもとめること。

2、障害程度区分認定、サービス支給決定については、

知的や精神の障害程度区分が軽くならぬよう、実態に合わせた判定基準の見直しを国にもとめること。

障害程度区分を事実上のサービス上限とせず、必要なサービスを受けられるようにすること。

3、利用者負担の軽減策については、

障害者施設運営費の区に対する財政負担割合が 2 分の 1 から 4 分の 1 に軽減される財源等を活用し、通所や在宅サービスなどの北区独自の利用者負担軽減策（減免制度）を実施すること。（平成 18 年度は 1 億 4000 万円）

作業所の工賃よりも、利用料が上回るような事態はなくすこと。

食事代の軽減措置を来年度以降も実施すること。

上限管理をこえる利用料負担額の払い戻しが、速やかにおこなわれるようにすること。

4、施設運営への支援については、

「報酬単価、職員配置基準の引き上げ」と「日払い方式の再検討」を国にもとめること。

後払い方式で資金繰りに苦慮している施設に対し、公的つなぎ資金制度をつくること。又は銀行などからの借り入れに対し、利子補給を実施すること。

北区として、施設定数に対する不足分や実績にみあった補助をおこなうこと。

指定管理料や報酬単価が低く、職員の賃金が安いため、福祉職場に人材が集まらない現状となっている。北区として、人材確保のために人件費補助の実施やスキルアップ研修を実施すること。

5、あすなる福祉園の改修については、

利用者および保育園等の近隣に対する、説明と安全への配慮を十分おこなうこと。

改修を機に、緊急一時保護事業、ショートステイなどの機能を確保すること。

- 6、若葉福祉園については、
修繕（エレベーターの下に水がたまるなど）を計画的に前倒しで実施すること。
生活訓練室を活用し、緊急一時保護事業やショートステイができるようにすること。
- 7、障害者センターについては、
重度障害者通所訓練は、医療対応ができるよう拡充すること。
他の福祉園と同様に、宿泊訓練事業ができるよう再検討すること
- 8、地域生活支援事業については、補助金の大幅な増額を国にもとめるとともに、小規模作業所、地域生活支援センター、ガイドヘルパー、手話通訳事業などの現行サービス水準を低下させないこと。
- 9、福祉作業所や共同作業所など小規模作業所については、
法内施設に移行するまでは、現状の運営ができるよう補助を継続すること。
施設整備に関し、遊休施設利用や既存物件の要件緩和を検討すること。
東京都に家賃補助の継続をもとめるとともに、区の家賃補助を継続すること。
作業所増設をはかること。
- 10、精神障害者地域生活支援センターについては、
相談内容の複雑化や実績増に伴い、マンパワーの確保やスキルアップにふさわしい体制を確保すること。
スポーツやレクリエーション活動などへの補助および、クラブなどを育成すること。
- 11、精神障害者就労支援事業については、
ヘルパー資格取得などの、障害者委託訓練への補助を拡充すること。
北区でジョブサポーター制度をつくり、雇用支援をおこなうこと。
北区や商店街、企業などと連携したパソコンなどの委託就労を検討、実施すること。
ヘルパー2級取得など、障害者委託訓練で得た資格や技術を生かし、就労や事業が出来るよう、ピアサポート型就労を検討、実施すること。
精神障害者社会適応訓練事業所の開拓を、就労支援センター、障害福祉課、産業振興課と連携をとりすすめること。
- 12、精神障害者就労移行支援事業については、
新規事業の立ち上げの際は、設備や備品などへの補助をおこなうこと。
公的施設の貸与または家賃補助を実施すること。
障害特性上、疲れやすさからくる毎日の利用困難にみあった給付内容とするよう国にはたらきかけること。
- 13、精神障害者就労継続支援雇用型の設置を検討すること。

- 14、アルコールや薬物依存症などの早期発見、早期治療の啓発に力を入れること。また、依存症からの回復や社会復帰施設、作業所、グループホーム等への支援を拡充すること。
- 15、視覚障害者への事業については、
 - ガイドヘルパーは、手話通訳事業と同様、無料とすること。
 - 「地域生活支援受給者証」を小型化し、氏名、受給者番号は、点字で表記すること。
 - プールや海などの健康保持についても移動支援として一連のガイドヘルパー支援をみとめること。
- 16、聴覚障害者への事業については、
 - 手話通訳事業は原則無料を継続すること。
 - 時間外、急病、事故等の緊急時にも対応できるようにすること。
 - (社)東京手話通訳等派遣センターに通訳を依頼している聴覚障害者が、無料で継続利用できるようにすること。
 - 手話通訳所赤羽分室に手話通訳者が毎日待機し、いつでも利用できるようにすること。
 - 職員に対する手話研修と、一般の中級研修を再開し、上級研修を新設すること。
 - 中途失聴・難聴者に対するのコミュニケーション確立のために、要約筆記者を派遣すること。
 - 北区登録手話通訳者確定試験を全国で実施されている統一試験に組み入れること。
 - FAX 同様、テレビ電話も日常生活用具として認めること。
 - 団体補助金を引き上げること。
- 17、知的、精神障害者のグループホームについては、
 - 国に対し、日割り方式や職員基準の見直しとともに、運営費の増額をもとめること。
 - グループホームを増設すること。
 - 都営、区営住宅または区の遊休施設等の活用を検討すること。
 - 更新料やリフォーム等の助成を拡充すること。
 - 必要に応じて、各障害間の相互利用ができるようにすること。
 - グループホームに住んでいてもヘルパー派遣が受けられるようにすること。
- 18、重度身体障害者グループホームについては、入居者負担を軽減するため、家賃補助を実施すること。
- 19、重度身体障害者のヘルパー派遣について 24 時間対応とすること。
- 20、重度身体障害者ヘルパーの報酬単価を引き上げるよう国にはたらきかけること。
- 21、知的及び、身体障害者の入所施設増設を都にはたらきかけるとともに、区としても設置すること。
- 22、借り上げ等による障がい者住宅を整備すること。
- 23、障害者自立生活体験事業（宿泊訓練事業を含む）を、民間と協働して実施し、拡充をはかるこ

と。

24、障害者センターでの緊急一時保護事業およびショートステイ事業については、愛の手帳1度、障害者手帳1級、友人、地域等の冠婚葬祭や兄弟姉妹の保護者会出席等にまで対象を広げ、使いやすくして存続をはかること。

25、みずべの苑の緊急一時保護及びショートステイのベットは残すこと。

26、発達につまずきのある子どもへの支援について

障害者センターの庶務相談係で実施している発達相談事業を拡充し、療育指導の体制を充実すること。

個別相談ができる相談室を確保すること。

さくらんぼ園で実施している言語療法などは、人的体制も含めて拡充をはかること。

発達支援センターを検討すること。

保育園や児童館などへの巡回指導体制の整備、確立をはかること。

27、障害児の放課後事業については、助成を拡充するとともに、拠点が広がるよう区の未利用施設活用を検討すること。

28、福祉タクシー券については、

支給枚数を増やすこと。

精神障害者も対象とすること。

29、障害者無料乗車券については、区内を運行する民営バスでも使えるよう関係機関にはたらきかけること。

30、北区障害者計画の策定とその実施状況については、従来の部会だけでなく、作業所連絡会などをつくり、日常的な情報交換や施策の充実ができるようにすること。

31、心身障害者福祉手当が3障害全てに支給されるよう国及び都にはたらきかけること。

第5節 本気の子育て支援、子どもの権利が守られる施策の充実を

1、(仮称)「北区子どもの権利条例」を制定すること。

2、経済的支援の拡充については、

子ども医療費をはじめ、妊産婦検診や出産費用の無料化、不妊治療助成制度の拡充、児童手当の拡充、保育料の無料化、教育費にかかる保護者負担軽減、奨学金や就学援助など子育てにかかる経済的負担の軽減策を強化するよう国、東京都にもとめること。

北区として、妊産婦健診、出産費用の完全無料化をはじめ、上記の施策を実施すること。

- 3、子育てを支える労働環境の整備については、
従業員 300 人以下の中小企業訪問などによる「次世代育成支援行動計画」策定の相談や支援を実施すること。
労働環境を改善するための中小企業への助成金、奨励金制度の実施や融資の優遇措置などを検討すること。
- 4、認可保育園については、
保育園保育料を値上げしないこと。
第 2 子からの保育料を無料にすること。
待機児をなくすために、認可保育園を増設や、保育園の低年齢児枠の拡大をすすめ、当面、入所判定は月 2 回とすること。
産休明けや延長保育などの拡充をはかること。
地域の子育て支援や一時保育、ママパパほっとタイム事業等に、場所の確保や人員体制の整備、補助の拡充をはかること。
里帰り出産でも、区内の保育園に入所できるようにすること。
病後児保育を全園で実施すること。
大規模回収や耐震補強の際の安全や環境対策のために、王子北保育園改修時の対応（子供や保育士の導線を検証し、徹底した安全管理や粉塵などの対策を講じる）の基準化、マニュアル化をはかり徹底すること。
- 5、区立保育園については、
引き続き区直営とし、指定管理者制度による民間委託はおこなわないこと。
正規職員を採用し、保育の質を継承できるようにすること。
保育園定数に応じた正規職員を確保すること。
やむをえず民間委託をおこなう場合には、実績のある社会福祉法人等を選定すること。
保育の質の低下を招かないための基準（保育実績・内容、人員配置、雇用条件等）をつくること。
選定委員会は公開とすること。
給食調理および用務は、外部委託しないこと。
- 6、私立保育園については、
東京都保育所事業実施要綱廃止後も、コア人材となるベテラン保育士の育成確保や、質の高い保育を実践するため、これまでと同様の補助を区独自でおこなうこと。また、新たに要綱を作成すること。
産休明け保育、延長保育、特例保育（11 時間開所）等の区単独補助を維持すること。
延長保育の乳児加算を実施すること。
処遇が困難な子どもたち、たとえば食物アレルギー児、吸入抗原アレルギー児、広汎性発達障害児（自閉症傾向児、自閉症児）、高機能自閉症児、アスペルガー症候群児、ADHD 児（注意欠陥・多動性障害）、軽度発達障害児など特別に配慮が必要な子どもや、虐待、育児困難家庭、外国人家庭の子ども等への、支援をさらに強めること。
保育園の貸しオムツ代補助金を増額すること。
耐震補強診断及び工事への補助を実施すること。

- 7、無認可保育室については、
 - 保育室制度を存続するよう都に強くもとめること。
 - 保育室補助要綱を作成し、補助金の維持、充実をはかること。
 - 保育の質を確保するため、定員割れ対策費の補助期間を延長すること。
 - 夜間保育、延長保育の補助を増額すること。
 - 障害をもつ子どもを受け入れる際、人件費の補助をおこなうこと。
 - 防災、防犯対策を強化すること。
 - 保育料の補助をおこなうこと。
 - B型認証保育所に移行した場合、保育室への独自加算分を継続すること。

- 8、認証保育所の保育の質を向上させるため、区の単独加算を実施するなど、十分な指導と援助をおこなうこと。

- 9、私立幼稚園については、
 - 入園祝い金をさらに増額すること。当面、都内平均の5万円程度まで増額すること。
 - 保護者負担軽減補助金をさらに増額すること。
 - 園児の健康管理健診などの園医確保などのため、「園児健康管理補助金」を新設すること。
 - 各園にAED（自動体外式除細動器）の設置ができるよう補助すること。
 - 私立幼稚園の総合案内リーフレットの作成に助成をおこなうこと。
 - 預かり保育事業、栄養補助費など「私立幼稚園幼児教育振興補助金」を増額すること。
 - 創造造形活動と資源の有効活用など、「私立幼稚園教育研究活動費補助金」を増額すること。
 - 障害児など、処遇困難な子どもの入園に専属補助員を配置できるよう助成をおこなうこと。
 - 親子への土曜日活動の提案に対する助成をおこなうこと。
 - 各教室のエアコン設置補助をおこなうこと。
 - 小学校、保育園との合同研修会、連絡会を開催をすること。
 - 情緒教育（観劇）に補助すること。
 - 安全対策要員配置に補助すること。

- 10、認定子ども園については、
 - 児童福祉施設の最低基準を下回る設置基準、職員配置基準での運用や自治体が関与しない直接入所方式、施設側の裁量による保育料の設定などを実施する「認定子ども園」の導入はおこなわないこと。
 - 北区に幼保の審議会を設置し、関与を必須要件とすること。

- 11、児童館については、
 - 引き続き区の直営とし、指定管理者制度による民間委託はおこなわないこと。
 - やむをえず民間委託する場合でも株式会社は選定しないこと。
 - 選定先の雇用条件、賃金や労働条件を把握し、質の確保に努めること。
 - 地域の子育て支援グループとの連携を強め、協同の子育て支援を進めること。
 - 地域の母親交流の場として、時間を区切らずいつでも遊びにくることのできる環境づくりや、昼食、飲食も可能とすること。
 - 児童館の事業内容について、子ども支援の関係者も含め、恒常的に研究、研修する場をつくるこ

と。

3 地区の児童館でモデル実施されている「中高生タイム事業」を拡充すること。

12、学童クラブ事業については、

民間委託はおこなわないこと。

施設や運営の基準を作成し、環境の改善をはかること。

待機児解消については、学童クラブの大規模化（定員 60 人、80 人、100 人）はおこなわず、定員 40 名、1 クラブを基本として、増設すること。

学童クラブの育成料を値下げすること。

第 2 子からは無料とすること。

利用時間の延長、対象学年の拡大および障がい児の受け入れ体制を拡充すること。

浮間西地域に児童館・学童クラブをつくること。

全児童対策事業との一体化はおこなわないこと。

13、児童虐待防止のために、

育ち愛ほっと館の先駆型子ども家庭支援センターについては、相談実績に対応し、人的体制を強化すること。

虐待防止ネットワークの強化と児童相談所の積極的関与をはたらきかけること。

児童相談所の体制強化を都にもとめること。

14、育ち愛ほっと館については、

赤羽や滝野川地域にも増設すること。

区民と協働の子育て事業をいっそう拡充し、場の提供も積極的におこなうこと。

15、プレイパーク（冒険遊び場）を住民と協働し、継続すること。また、プレイリーダーの育成や補助を拡充すること。

16、中高生の居場所づくりについては、社会教育施設や鉄道及び高速道路の高架下を活用するなど、関係各課が連携して進めること。

第 6 節 生活困難者世帯への対応について

1、ひとり親家庭支援については、

母子家庭への児童扶養手当削減や生活保護の母子加算廃止はおこなわないよう国にもとめること。

児童扶養手当は父子家庭も対象とするよう国にもとめること。

家事援助事業の「ひとり親家庭となって 2 年以内」とする条件を改善すること。

区営・区民住宅の優先枠を拡充すること。

就労支援事業を拡充すること。

2、生活保護行政については、

相談員やケースワーカーを増員すること。

各種加算の削減をおこなわないよう国にもとめること。

入浴券支給を復活すること。

持ち家の資産活用〔リバースモーゲージ〕に関する機械的な対応をおこなわないこと。

赤羽地域に福祉事務所をつくること。

- 3、水道、電気、ガス等のライフラインについては、行政機関との連携をはかり、利用料滞納を理由とした供給停止を機械的におこなわないよう関係機関にはたらきかけること。

第 2 章 一人ひとりがいきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを

第 1 節 雇用対策の充実を

- 1、雇用創出政策を国、都に立てさせ、実行をせまること。
- 2、ワーキングプアや、いわゆる「ネットカフェ難民」をなくすために、以下のことを国にもとめること。
 - 正規社員の比率を高めるよう、企業への指導や法整備をおこなうこと。
 - 解雇、サービス残業を自由化するような法改正に反対すること。
 - 全国一律最低賃金制を制定すること、および最低賃金を時給 1,000 円以上に引き上げること。
 - 「偽装請負」や「偽装出向」を禁止すること。
 - 登録型派遣労働はやめさせること。
- 3、ワーキングプアや、「ネットカフェ難民」をなくすために、北区として以下の点にとりくむこと。
 - 「ネットカフェ難民」や日雇い派遣労働者の実態を調査すること。
 - サービス残業強制、契約の一方的破棄など働く人への権利侵害については、すぐに相談できる窓口をつくること。
 - 働く人の権利や、雇い主の責任などをわかりやすく解説したハンドブックを、身近な施設に常備すること。
 - 成人式などで、ポケット労働法の小冊子などを配布すること。
 - 家賃補助や入居時の敷金礼金など生活資金融資を実施すること。
 - 「就労育英基金」の設立や職業訓練中の生活費補助など就労のための経済的援助を実現すること
 - ハローワーク王子や都の労働局とも連携し、若者などへの就労支援事業を実施すること。
 - 北区が発注する工事や管理等の委託事業で新たなワーキングプアを生み出さないよう規定を整備すること。
- 4、かつての勤労福祉会館・青少年センターや若者雇用サポートセンターなど、若者のための複合施設をつくること。
- 5、赤羽しごとコーナーの高架下移設にあたっては、
 - パソコン操作のできない人でも、仕事を探しやすくすること。
 - 開館時間を延長をすること。
 - 土曜、休日も開館すること。
 - 若者や女性などが立ち寄りやすいスペースを確保すること。
- 6、シルバー人材センター独自の仕事を拡大すること。

第2節 中小企業振興のために

- 1、(仮称)「北区中小企業振興条例」を制定すること。
- 2、区内中小零細企業への悉皆調査を実施し、実態に見合った施策とすること。
- 3、産業振興部を創設すること。
- 4、商店街支援については、
区内共通商品券への補助を全額実施すること。
子育て世帯、介護世帯、障害者世帯などへの支援を視野に入れ、プレミアム付き商品券を発行すること。
街路灯への補助を増額すること。
有線放送に対する占用料はとらないこと。
各種補助金の交付を速やかに実施すること。
イベントだけでなく個店強化にも力を入れること。
空き店舗活用については、対象を広げると共に、大家も借り主も見通しが持てるよう家賃補助の期間を延長すること。
- 5、不況対策資金融資のゼロ金利を継続し、保証協会の保証なしで実施するよう金融機関へ要請すること。また、金融機関、信用保証協会による「貸し渋り」への対策を講ずること。
- 6、大型店の出店に際しては、小売商業調整特別措置法(商調法)を活用し、区として積極的な対応をすること。
- 7、売り場面積 500 平方メートル超の小売店、同 300 平方メートル以上の深夜営業チェーン店等に対し、近隣住民の合意規定を含んだ「出店規制条例」を制定すること。
- 8、区内業者育成のために
住宅リフォーム制度をつくること。
路面補修や中修繕など、生活道路への発注を抑制しないこと。
公共工事の発注に対して、予定価格を事前に公表すること。
分離、分割発注を抑制しないよう都にはたらきかけること。
- 9、ものづくり支援のための調査・交流事業の拡充とともに、「KICC 事業」の推進につとめること。
- 10、都立産業技術研究所の機能が存続するよう都にはたらきかけること。

第3節 人格の形成をめざす学校教育について

- 1、憲法が精神が活かされる教育をすすめること。
沖縄の集団自決や慰安婦問題などの歴史的事実を正しく伝え、ねじまげた歴史観をおしつけない

こと。

天皇制軍国主義教育の柱となり、かつ、第二次世界大戦後国会において否定された「教育勅語」を、靖国神社・遊就館思想に基づいて評価するようなことはやめること。

「日の丸」の礼拝や、「君が代」斉唱の強制が、教師や児童・生徒らの内心の自由を犯すものとする東京地裁の判決の重みを十分に踏まえ、教育現場にいかなる「強制」も持ち込ませないこと。

「愛国心」の強制はしないこと。

- 2、競争心をあおり、教育に差別と選別を持ちこむような「学力テスト」は実施しないこと。
- 3、30人学級については、
区独自に実施すること。当面、小学校1年生や中学校3年生からただちにとりくむこと。
国と都に対して実施をもとめること。
- 4、学力パワーアップ事業については、
非常勤教員の配置を拡充すること。
非常勤教員に、教科書や遠足の交通費などを支給すること。
- 5、困難をかかえる学級に対しては教職員体制を拡充すること。
- 6、特別支援学級について
赤羽西小、浮間小、浮間中に特別支援学級を設置すること。
担任1名に対し、児童、生徒は5名以内とし、個別指導、集団指導の両面が可能な適正規模とすること。
子どもの障害や状況に応じて、必要な人的措置をおこなうこと。
- 7、プール授業の水泳指導補助員を拡充すること。当面、単学級すべてに配置すること。
- 8、栄養士については、
正規職員として全校に配置すると共に、国、都に負担をもとめること。
非常勤栄養士の勤務実態をつかむこと。
非常勤栄養士の研修を保障し、待遇改善を実施するとともに、サービス残業をやめさせること。
- 9、各学校の生ゴミ処理機のとりにくみ状況を把握し、稼働できるよう支援すること。
- 10、学校に要員を配置し、安全対策に万全を期すこと。
- 11、スクールカウンセラーを計画的に増員すること。また、待遇改善につとめること。
- 12、専任司書教諭ならびに司書を配置すること。また、各学校図書の現状調査をおこなうこと。
- 13、北区学校適正配置計画（案）については、
まず統合ありきの強硬姿勢を改めること。

児童、生徒への説明（会）をおこなうこと。また、児童、生徒の意見、要望を反映させること。
統合加配の制度化を都にはたらきかけること。
新設校の校歌作成費を増額すること。

- 14、就学援助認定にあたっては、教育に格差を持ち込まないために、不況による生活の変化等に常時対応すること。あわせて、制度の周知を徹底すること。
- 15、学校の令達予算の配当のあり方を詳細に点検し、教材・教具、保健、給食などの充実改善をはかること。その際、校長、教員、事務職員の意見をよく聞くこと。
- 16、「子どもの意見表明権」を尊重し、開かれた学校づくりをすすめるために生徒、教職員、PTA、地域住民による四者協議会を設置すること。
- 17、「不登校」等の問題にとりくんでいる団体やグループにたいし、区民施設利用料の減免や、区の遊休施設の貸与などの支援をすること。
- 18、定年退職後の教職員に対する再雇用制度を北区として継続すること。

第4節 学校の施設整備について

- 1、一般の設備整備については、
一般改修については、学校長のもとめに速やかに応じること。
洋式トイレを増やすこと。あわせて、温水洗浄便座を導入すること。また、耐震性能維持のために出入り口が男女共同のまま残っているところは、大規模改修、耐震改修の機会をとらえて改善すること。
- 2、学校改築に関しては、
エコスクール、芝生化などに対する補助制度の充実を国、都にもとめること。
スーパーリフォームや大規模改修を視野に入れ、全体計画を立案すること。
住民参加・児童生徒参加で、あるべき学校像を定め、建築構想、設計に反映させること。
シックスクール対策に万全を期すこと。
- 3、富士見中学校と十条中学校の統合については、
住民合意に十分な配慮をつくすこと。
統合受け校となる十条中学校は、地域開放型の諸施設を備え、かつ社会教育施設等を充実させたものとして、設計すること。
JR 駅近接である利点を生かし、区内外の学校教育交流事業がおこなえる、諸施設を東京都などの参加を得て整備すること。
- 4、王子小学校及び王子桜中学校の改築にあたっては、給食室の広さの確保と共に、学校2校分の栄養士の配置をすすめること。

- 5、明桜中学校の新築については、旧豊島中学校の土壌汚染対策に万全を期すこと。
- 6、学校統合等の跡地ならびに諸教育施設については、地域の教育財産であったことを重視し、できるだけ教育財産としての活用計画を立て、安易に民間に売却等はしないこと。特に地区体育館などで活用されている体育施設は残すこと。
- 7、アスベスト対策については、
解体時における除去工事に万全を期すこと。
工事にとまなう国、都の財政支援をもとめること。

第5節 生涯学習の充実を

- 1、誰もが参加し発言できる、図書館協議会をつくり、新中央図書館の運営や資料収集方針・計画、地区図書館ネットワークのあり方などを議論する場とすること。
- 2、図書館については、
計画的に司書を配置すること。
新たな窓口業務の民間委託は中止すること。
委託館の現状を詳しく調査すること。
職員体制を整え、全地区図書館の利用時間を延長すること。
すべての図書館のレファレンス（簡易なもの、正規職員に引き継いだもの）を調査し、機能を充実させること。
視覚障がい者への対面朗読サービスを拡充すること。
福祉施設や医療機関等への図書館出張サービスを実施すること。
- 3、赤羽西図書館のバリアフリー対策を急ぐこと。
- 4、王子東地域内の三地区図書館を引き続き確保すること。
- 5、子ども読書推進計画の中心に中央図書館を位置づけること。
- 6、旧渋沢庭園の国指定重要文化財「晩香廬」の景観・美観を損なう展示・管理施設計画の変更をもとめること。
- 7、飛鳥山の3博物館の合同企画展として「洋紙発祥の地・北区」を計画化すること。
- 8、西が丘ナショナル・トレーニングセンター建設計画については、以下の点を文部科学省にもとめること。
一般利用者の利用拡大を確保し、拡大すること。
サブグラウンド利用者がもててきた代替にふさわしいサッカー場を文科省の責任で確保させること。
旧赤羽自衛隊基地跡地の陸上競技練習場は、地元陸連などに一般開放をさせること。また、その

「協定書」を取り交わすこと。

環境や景観への配慮、防災対策の充実（特にトイレや水の確保）、歩道橋周辺の歩行者と自転車の通行障害の改善等の住民要望を計画に盛り込むこと。

区民、子どもたちとの交流事業をおこなうこと。

9、桐ヶ丘体育館については、建て替えを計画化すること。

10、（仮称）赤羽体育館については、十分な競技スペースを確保するとともに、エアコン、駐車場、クラブハウス機能を備えたものとする。

11、地区体育館 10 館体制を維持し、増設すること。あわせて建て替え期間中は代替機能を確保すること。

12、北運動場については、透水性の向上、ホコリ対策等から「ロング・パイル方式」の人工芝の運動場として整備し直すこと。また、照明を明るくすること。

13、元気ぷらざの温水プールに、1 時間単位の利用料金を新設すること。また、障がい者・高齢者の減免制度をつくること。

14、スリー・オン・スリーや、フットサル場を増やすこと。

15、赤羽西に計画中の北区サッカー場の竣工予定を早めること

第 6 節 平和に貢献する北区を

1、北区の被爆者団体（双友会）の 50 周年記念式典や、記念誌発行に適切な助成をすること。

2、双友会への助成金を復元し、見舞金を増やすこと。

3、広島市と長崎市で毎年おこなわれている平和祈年式典に、区民、区、区議会の代表を派遣すること。

4、区民による被爆体験の聞き取り活動を援助すること。

5、北区平和宣言を「北区非核平和宣言」にすること。

6、2020 年までに核兵器の全廃を目指す諸行動に協力すること。

7、国家賠償による被爆者援護法の制定を国にもとめること。

8、区の発行してきた平和マップ等を活用し「平和の語り部」育成や平和教育をすすめること。

- 9、飛鳥山の平和の女神像や北とぴあの平和祈念像など、北区の「平和資源」を内外に発信すること。
- 10、北区平和条例を制定し、平和事業を飛躍的に拡充すること。
- 11、憲法9条を守ること。
- 12、テロ特措法に代わる新給油法の制定に反対すること。
- 13、イラクに派遣されている航空自衛隊を直ちに撤退させるよう、国にもとめること。

第7節 男女共同参画をめざして

- 1、クオータ制の導入などで、各種委員会や審議会での女性の構成比率を高めること。
- 2、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、民法の改正を国にはたらきかけること。
- 3、DV（ドメスティックバイオレンス）の相談については、関係機関との連携強化をさらに強めること。また、DV被害者が公的住宅に入居できるよう、都とともに体制を整えること。
- 4、乳児健診の育児相談アンケートについて、母親の育児を前提にして父親の育児協力を問う内容になっていることを改善すること。
- 5、公共の男子トイレにオムツ替えの施設をつくること。
- 6、同一労働・同一賃金の原則を確立し、男女格差を是正するよう関係機関にはたらきかけること。

第8節 消費者施策について

- 1、「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」、「つぎつぎ販売」などを防止するために、関係機関と力を合わせること。
- 2、割賦販売法の抜本改正（消費者保護のためにクレジット会社の責任を負わせるもの）を国にもとめること。
- 3、都の消費生活センターなどと連携し、北区の消費者対策を講ずること。
- 4、悪質リフォーム業者対策を講ずること。
- 5、北区の消費者行政を抜本的に再構築すること。
- 6、消費者行政審議会を区民参加でたちあげること。

第9節 在日永住外国人に権利擁護のために

- 1、地方参政権の実現を国に求めること。
- 2、高齢の無年金者に対し、
救済策を国に求めること。
当面、区として独自の見舞金を支給すること

第3章 安全で快適なうるおいのあるまちづくりを

第1節 まちづくりの基本について

- 1、（仮称）北区まちづくり条例を住民参画で策定すること。
- 2、都市計画マスタープランの改訂作業は、区民との共同作業でおこなうこと。若者世帯の定住化と、高齢者の居住継続、居住水準と居住環境の向上と産業の活性化を目指すものとする。
- 3、中高層建築物の紛争予防条例、および居住環境指導要綱については、
「近隣住民の同意」の尊重を明記すること。
「隣地境界との距離」「各住戸の専有面積」も含む、計画図書の提供義務を盛り込むこと。
「周辺地盤への影響防止の手だて」を義務づけること。
地下室マンションの規制を盛り込むこと。
- 4、地区計画を積極的に活用し、絶対高さ制限を導入する区域、ワンルームマンションの建築を禁止する区域などをつくること。
- 5、統合、休園等による学校、幼稚園、旧出張所等の跡地利用にあたっては、住民要望を十分に反映し、早期活用をはかること。当面、暫定利用を推進すること。

第2節 防災対策の拡充

- 1、「東京都北区地域防災計画」の修正にあたっては、
都の見直しに基づく実態を、より一層反映したものにすること。
向こう10年間の発災を想定して、対策の優先順位をたてること。
パブリックコメントの実施にあたっては、「見直し修正の経緯」や「計画の修正内容」などについての説明会を開催するなど、区民の理解と関心を高めるための改善をおこなうこと。
「計画の修正内容」の「総則1基本理念」では、自助と共助が強調されているが、被災者生活再建支援制度の抜本的改善などが明記されていない。住宅再建について国に法改正をもとめることなど、国と行政の責任を明記すること。
阪神淡路大震災など、被災地と被災者からの提言を、修正に盛り込むこと。
エレベーター閉じこめ問題など、都市型災害対策を重視すること。
パブリックコメントの内容を反映すること。
- 2、「北区ハザードマップ」については、パブリックコメントの改善をもとめること。
- 3、家具転倒防止器具の取り付け助成については、
住宅の実態に応じたメニューの選択幅を広げ、周知方法を改善して早期に再開すること。
屋内シェルターの設置にも助成すること。

- 4、学校をはじめ、公共施設の耐震診断、耐震補強を促進すること。
- 5、耐震改修の促進については、
公共施設、特定建築物の耐震診断・耐震改修は「耐震改修促進法」の2015年の目標年次までに完了する手だてを講じること。
公共並びに民間建築物の耐震診断・耐震改修促進のために、国及び東京都に抜本的な補助引き上げをはたらきかけること。
2008年3月策定予定の耐震改修促進計画は、区民と区内関連諸団体、専門家の共同作業で公開の手続きで策定すること。
全ての建物が損壊しても倒壊しない状況をつくることを目標とすること。
民間の共同住宅、非木造住宅を対象とする耐震助成を実施すること。
民間の木造住宅の耐震助成を増額すること。また賃貸住宅については、助成の上乗せをおこなうこと。
基準に達しない簡易な耐震改修、既存不的確住宅の改修にも助成を実施すること。
- 6、防災弱者・要援護者の把握については、住民の理解と合意をもとにすすめること。
- 7、災害時要援護者に対しては、
防災行動マニュアルを普及すること。
関係機関・自主防災組織と連携を密にし、万全を期すこと。
- 8、都条例で義務づけられた住宅用火災報知器取付けについては、
周知につとめ、悪質な訪問販売の被害を防止すること。
障害者・高齢者・低所得者世帯への助成をおこなうこと。
町会自治会等の一括購入に助成をおこなうこと。
- 9、都市型災害については、早急な改善策をはかるよう関係機関にはたらきかけること。
- 10、豊島4、5、6丁目での大規模なまちづくり事業の機をとらえ、浸水対策をはかること。そのさい大型地下貯水槽を設置すること。
- 11、豊島2、3丁目の浸水被害に対する原因調査と、防止策を早期に講ずること。
- 12、神谷3丁目柏木神社付近、同1丁目22番地付近の慢性的出水対策をたてるよう関係機関にはたらきかけること。
- 13、集注豪雨対策については、
50mm/h対策の促進を都にはたらきかけること。
透水性舗装、雨水マスを増設すること。
- 14、防災放送が聞こえない地域を解消すること。

- 15、防災センター展示物をリニューアルすること。
- 16、在日外国人への防災講座や訓練をいっそう進めること。
- 17、崖地の上下に建てる大型建築物の、土木建築技術指針をつくること。

第3節 快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを

- 1、住宅マスタープランの見直しについて、
居住権の保障を目指すものとする
客観的な住宅形態別、所有形態別の住宅実態分析をおこなったうえで見直すこと。
若年独居、若年子育て世帯、高齢世帯、障がい者世帯、高齢独居など全ての世帯特性、所得特性に応じた住宅施策確立をめざすこと。子育て家族、高齢世帯の定住施策を中軸に据えること。
低所得者、若年子育て家族、高齢世帯のための公共賃貸住宅供給計画を、住宅セーフティネット法なども活用して、都市再生機構、東京都などの協力も得て盛り込むこと。
区内の住宅の建築動向や管理状況の調査に基づき、民間賃貸住宅の良好な居住水準と住環境の確立を誘導する建築助成制度、共同化支援制度を確立すること。
きめ細かな家賃補助制度を確立すること
- 2、（仮称）共同住宅の建築と管理に関する条例骨子案に関しては、
ワンルームを40㎡未満、ファミリータイプを55㎡以上とするとともに、10戸以上のワンルームを含むものを対象とすること。
ファミリータイプの付置義務をワンルーム15戸以上を対象とし、付置義務戸数割合を高めること。
個人事業主が建築・管理する良質で低廉な共同賃貸住宅については、建築助成制度導入すること
近隣からの夜間の苦情や通報に即応する連絡方法、体制明示を義務づけること
投資目的を規制し、安定的居住の用に供するものを誘導すること
管理や修繕、建築・管理。修繕に関する瑕疵への対応の相談窓口確保を盛り込むこと
- 3、都営住宅の新規建設を再開するよう都にもとめること。
- 4、都営住宅の名義承継制度変更の撤回と、当面の緊急対策として、「住宅困窮者」の特例範囲を広げることを都にもとめること。
- 5、区営住宅の名義承継制度変更を撤回すること。当面の緊急対策として、「住宅困窮者」の特例範囲を広げること。
- 6、都営・区営住宅の入居基準を満たしながらも、名義承継が認められなかった世帯には、生活保護行政、障害福祉施策で救済するなど、居住権を補償すること。

- 7、都営住宅の指定管理者については、民間不動産会社の導入をおこなわないよう都にもとめること。
- 8、今後、区営・区民住宅の指定管理者として、民間不動産会社の参入を認めないこと。
- 9、公社赤羽窓口センターの夜間開設、都住宅供給公社桐ヶ丘出張所の存続を都にはたらきかけること。
- 10、都営桐ヶ丘団地再生計画については、以下の点を都にもとめること。
 - 第一期の未着手部分を計画化すること。
 - 型別住宅の居住水準を下げないこと。
 - 移転完了後住棟の安全対策を実施すること。
 - 移転の引っ越しに際して、高齢世帯などに対する負担軽減をはかること。
 - 単身高齢者が集中する住棟については、安全確認などの対策を講ずること。
 - 桐ヶ丘地区第三期建て替えにあたっては、隣接する保育園や老人ホーム、病院また障害者住戸などへの配慮と安全に万全を期すこと。
 - 新築の号棟については、号棟番号など住居表示をわかりやすくすること。北区としてもプレートを貼るなど対策を講ずること。
 - 2号棟および3号棟の一階両開きドアは、バリア・フリーの視点から、スライド式にすること。
 - 後期計画策定にあたっては、公共住宅の視点から住民説明会を実施するとともに、住民意見や要望を盛り込むこと。
 - 当初の再生計画戸数を堅持すること。
 - 超高齢化の地域であり、在宅介護をささえる居住スペースの確保とともに、医療・福祉・介護の連携に必要な施設整備を計画化すること。
 - みどりの確保。
- 11、都営神谷2丁目アパートの建て替えについては、以下の点を都にもとめること。
 - 全体計画を全ての住人に、分け隔てなく周知すること。
 - 仮移転住宅を神谷近辺に余裕を持って用意するなど、地域コミュニティを壊さぬよう万全の配慮をもってあたること。
 - 自治会を通した人だけを相手とするような、「窓口一本化」は厳に慎み、住人のもとめに応じて説明会や、相談会をおこなうこと。
 - 粗大ゴミ処理などで、自治会役員に過剰な負担をかけないこと。
 - 引越費用を実態に見合うよう引き上げること。
- 12、都営田端アパートと同滝野川アパートの移転計画について以下の点を都にもとめること。
 - 型別住宅の居住水準を下げないこと。
 - 高齢所帯・障害者所帯に、引越費用の軽減をはかること。
- 13、UR（旧公団・都市再生機構）賃貸住宅については、以下の点を国、関係機関にはたらきかけること。
 - 北区議会第3定例会で全会一致、採択された「都市再生機構の整理・合理化に関する意見書ならびに赤羽台、王子5丁目、豊島5丁目団地自治会の陳情採択により都市再生機構に提出された」要

望書」の実現をはかること。

「公共住宅」として存続させること。

災害、緊急時の危機管理体制の拡充をはかること。

高家賃を引き下げ、空き家の解消をはかること。

今回の「都市再生機構・整理合理化案」には、「市場住宅補完」と「公営住宅補完」が位置づけられた。区の積極的対応と当面、低所得高齢世帯への家賃減免措置や据え置き制度を拡充すること。

子育て世帯への居住支援措置をはかること。

14、赤羽台団地の建て替えについては、以下の点を都市機構にもとめること。

居住者、周辺住民など関係者の意見を反映すること。

建て替え計画にシルバーピアやケアハウス、高齢者向け優良賃貸住宅、単身者対応住宅などを位置づけること。また、安心して住み続けられる家賃設定にすること。

福祉施設、集会施設、自治会やNPO団体などの活動の場を設けること。

みどり豊かな住環境を継続させること。

36階建ての超高層建築を見直すこと。

崖線のバリア解消をはかるとともに、公共交通のモデル的団地とすること。

建物の除却・建設工事に関する騒音、振動、交通、アスベスト対策など、周辺住民や幼稚園、保育園、学校などに配慮した対応をすること。

家賃特別減額措置制度を堅持し、若年層にも拡充すること。

研究会の正式メンバーとして、区民と居住者の要望を計画に反映させること。

学校跡地は、文教施設や防災機能に加え、高齢者向け福祉施設などの活用をはかること。

15、西ヶ原1丁目のURによる賃貸住宅建て替えと開発については、

東西に風通しが良い、日影が確保され、緑地が多いなどの周辺地域環境を維持改善する計画とすること。

周辺の高層住宅との関係で風害などが増大しないよう十分な配慮をおこなうこと

建て替えに伴う本格移転や戻り入居に関しては退職や介護などの生活条件に配慮した細かい居住支援、転居支援をおこなうこと。

公共用地取得や定期借地制度を活用した民間賃貸住宅事業を考慮し、若年家族や中高年家族の貧困化に対応した適正な家賃設定とすること。

16、外大跡地のURによる民間賃貸住宅開発については、

14階建て計画を見直すこと。

定期借地期間を50年とすること

15万円から30万円としている家賃設定を見直すこと。

引き続き周辺住民との話し合いを継続すること

17、区民住宅と小規模賃貸住宅建築助成による供給を復活充実すること。

- 18、公営住宅入居資格がありながら民間賃貸住宅に入居する区民に対する入居保証制度、家賃補助制度（更新料補助制度）をつくること。
- 19、高齢者対象の借り上げアパート、シルバーピアなどの事業を大幅に拡大充実すること。あわせて高齢者の民間賃貸住宅入居支援（斡旋制度の充実、入居保障制度の充実、生活支援ネットワーク、介護事業所との連携等）の充実を進めること。
- 20、ファミリー家賃補助については、区民事務所、児童館、保育園、小中学校などを通じての周知徹底をはかるとともに、増額や補助期間の延長を実施すること。
- 21、3世代助成の助成額を引き上げるなど充実すること。
- 22、近居助成を増額拡充すること。
- 23、分譲マンションのバリアフリー改修や耐震改修に助成を実施すること。また、分譲マンション相談窓口を充実し周知すること。
- 24、都市計画事業区域内での小規模賃貸住宅建設助成や、共同建築助成、高齢者向け賃貸住宅、グループホームなどの住宅、建築支援助成をつくること。

第4節 環境対策の拡充を

- 1、温暖化・気候異変から地球環境をまもるため、二酸化炭素、フロンなどの排出抑制、緑や水の確保、大気汚染防止の目標を定め、計画化すること。
- 2、「北区環境基本条例」を内外に示し、その環境施策を大きく前進させること。
- 3、区内4河川の水質の良化のため、浚渫（しゅんせつ）など関係機関にはたらきかけること。
- 4、高速道路王子線の環境対策については、以下の点を首都高速道路株式会社へもとめること。
低周波騒音対策として、堀船1丁目付近に制振装置の設置を検討すること。
堀船供給公社、堀船3丁目マンション付近をはじめ、王子線全線において、遮音壁の延長や頂部に吸音装置を設ける新型遮音壁の設置、高架裏面吸音板の設置や遮音壁に光触媒など新たな対策を強化すること。
滝野川3・5丁目西巣鴨交差点付近の、ノージョイント化や低周波騒音対策など、新たな対策を強化すること。
本線やランプの沿線で生じている地盤沈下や、家屋・マンションの損傷などに対し、現状復帰を原則として十分な対策をとること。
- 5、公害被害者の早期・迅速な救済をはかるために、以下の点を、国及び関係機関にはたらきかけること。
東京大気汚染公害訴訟の和解を機に、慢性気管支炎・肺気腫患者を救済対象に広げ、医療費助成

の期間を延長すること。
全国規模の医療費助成制度をつくること。
PM2.5 の環境基準を設定すること。
公害健康被害補償法にもとづく地域を再指定すること。

- 6、区内主要道路に騒音、振動、大気汚染などの自動記録装置を設置し、常時測定と集中管理をおこなうこと。また、記録を公表すること。
- 7、引き続き公用車、雇上車の低公害車への切りかえを促進すること。また、民間事業者の低公害車購入に対する補助制度を関係機関にもとめること。
- 8、新幹線の区内走行における「公害協定」を厳守と、在来線の騒音、振動対策の徹底を JR にもとめること。
- 9、石神井川の悪臭対策を都とともにおこなうこと。
- 10、ダイオキシン類土壤汚染問題については、
区が実施することとなった、ダイオキシン特別措置法による「汚染対策」の実施にあたっては法的、技術的、財政的、および汚染原因の究明など東京都に対し、全面的支援をもとめること。
覆土対策後のリスク管理については、団地自治会等の住民要望を反映すること。
- 11、学校以外のアスベスト対策については、
区内公共施設の解体時におけるアスベスト撤去工事に万全を期すこと。
撤去工事にかかわる国や都の補助制度を拡充するようもとめること。
関係機関と協力し、区内の建物等のアスベスト実態調査をおこなうこと。
- 12、区内の河川敷や公園に、人と犬とが共生できる「ドッグラン」を整備すること。
- 13、浮間水再生センター周辺の緑化を推進すること。

第 5 節 リサイクル促進と清掃事業の充実を

- 1、東京 23 区清掃一部事務組合による今後の事業計画については、
廃プラスチック焼却による電気の小売り事業はおこなわないこと。
清掃工場の外部委託化をしないこと。
- 2、家庭ゴミの収集を有料化しないこと。
- 3、夏季の、可燃ゴミ収集を週 3 回に増やすこと。
- 4、家電リサイクル法に伴う低所得者への補助制度をつくること。

- 5、廃プラスチックを分別・収集し、資源化すること。
- 6、廃棄物の製造者責任明確化のため、「拡大生産者責任」制度を作るよう国にもとめること。
- 7、7館を目標に「エコ広場館」を増設すること。

第6節 利用しやすい交通機関をもとめて

- 1、区内鉄道各駅のバリアフリー化を促進すること。そのために、以下の点をはたらきかけること。
全改札口を対象とすること。
国、鉄道事業者の負担分を増やすこと。
- 2、東十条駅の中十条側のバリアフリー化を促進すること。また、南口改札内をバリアフリー化するようもとめること。
- 3、王子駅にエレベーターを設置するようもとめること。
- 4、十条駅上り線ホーム赤羽駅方面寄りに、改札口を増設するようもとめること。
- 5、地下鉄西巣鴨駅出入口を滝野川5・6丁目にも設置するようもとめること。
- 6、羽田および成田両空港と、区内を結ぶ直通アクセスの実現に努めること。
- 7、コミュニティバスモデル運行の成功のために、
モデル運行期間前及び期間中に、沿線住民、沿線施設管理者と利用者、沿線商店街などとともに
運行充実のためのワークショップなどを開くこと。
路線、バス1台1台の愛称の公募や、宣伝を協働で実施すること。
シルバーパス、障がい者パス等も使用できるようにすること。
安全運行体制には万全を期すこと。
コミュニティバスは、無公害ないし低公害車とすること。
- 8、各駅周辺の自転車駐輪場については、
鉄道事業者の責任で整備させること。
東十条駅北口については、東側からは地下道を、西側からは用地の取得、あるいは陸橋の拡幅を
するなど、抜本策を講ずること。
田端駅については、東田端側の歩道を車椅子が通行できるよう改善するとともに、改札口近くに
増設すること。
王子駅東口については、音無親水公園右岸花畑上部に、上下2層の駐輪施設を整備すること。
一定割合で自動二輪の駐車スペースを確保すること。

- 9、大型店のほか、一定の集客力をもつ事業者に対しても自転車駐輪場の設置義務を明確化させること。また、コイン式駐輪場を引き続き増設すること。
- 10、王子駅南口の営業時間を、一日も早く元にもどすこと。

第7節 通行の安全・安心対策の充実を

- 1、自転車の安全な利用をはかるために、あらゆる機会を捉えて、自転車利用者の技術と、モラルの向上に努めること。
交通安全協議会を抜本的に改変し、たとえば自転車専門部会等を機能強化すること。
- 2、歩道橋の必要性和利用実態を見直し、以下の地点を重点として横断歩道を設けるよう関係機関にはたらきかけること。
補助 244 号線旧北中学校前、旧桐ヶ丘北小学校前、桐ヶ丘赤羽台歩道橋、環七通り平和橋交差点、同馬坂交差点、北本通り王子3丁目交差点、明治通り溝田橋交差点。
- 3、バス停留所の段差解消は、低床バスの運行などを勘案し適切におこなうこと。
- 4、障害者、高齢者の通所バスの駐車場となっている王子税務署、王子北保育園前の道路改修工事がおこなわれている。歩道は、ガードレールを車道側に設置するなど、車イス利用者が安全に通行できるよう改善すること。
- 5、商店街の解散による街路灯の廃止を避けること。
- 6、「キララ舗装」や透水性舗装を促進すること。
- 7、交通標識は、見やすいものに改善し、必要に応じて増設するようはたらきかけること。
- 8、北とぴあ周辺の歩道・通路の地盤沈下を、抜本的に修復すること。
- 9、田端駅付近の放置バイク対策を強化すること。
- 10、赤羽北2丁目、北赤羽駅周辺の信号を「待ち時間表示式信号機」に替えるよう、関係機関にはたらきかけること。

第8節 各地域のまちづくりの課題について

- 1、新河岸橋の架け替えにあたり、堤防の親水化、管理道路の整備、交通アクセスの確保をはかること。また、スロープ化などバリアフリーをすすめること。
- 2、人口増加の浮間地域に、学校および児童館を整備すること。

- 3、浮間区民センターの建て替えを計画すること。
- 4、浮間、赤羽北地域の東北・上越新幹線の高架下の雨漏り対策を JR に立てさせること。
- 5、旧浮間小学校跡地は、遊び場、教育関連施設等として活用すること。
- 6、浮間舟渡駅北口にミニ駅前広場を整備すること。
- 7、赤羽北 2 丁目、旧東京田辺工場跡地を公園用地として取得すること。
- 8、赤羽西口周辺については、
交通渋滞解消のため、さらに改善をすすめること。
臭気や雨水対策など、改善を急ぐこと。
花壇・緑地の定期的な手入れとともに、「花*みどり」の北区にふさわしい駅前整備をおこなうこと。
- 9、旧桐ヶ丘北小学校については、
少年少女サッカーなどの暫定利用を継続させること。
隣接する中学校の改築に合わせ、地区体育館やサブグラウンドとして位置づけること。
地域諸行事の代替え施設としての活用をはかること。
- 10、旧赤羽台中、旧赤羽台東小学校の 2 つの跡地は、売却をやめ、地域の防災拠点としての役割を継続させるとともに、高齢者施設等地元要望に応えること。
- 11、赤羽台 3 丁目（八幡神社入り口付近）の水害対策を、ひきつづきおこなうこと。
- 12、赤羽台 4 丁目の赤羽台さくら並木公園については、さくらまつりが実施できるよう助成すること。
- 13、老朽化した赤羽公園をリニューアルするとともに、日常的な管理体制を強化すること。
- 14、旧志茂小学校跡地に整備予定の志茂子ども交流館、防災広場の建設にあたっては、地元住民の意見、要望を十分に聞き、反映させること。
- 15、志茂 3 丁目の日本化薬株式会社研究所跡地を北区が取得し、公園として整備すること。
- 16、旧岩淵水門（赤水門）を現状どおり保存するよう、国にはたらきかけること。
- 17、旧赤羽警察署跡（赤羽 2 丁目）に公園を計画化すること。
- 18、補助 86 号線の現道が存在しない区間については、計画を廃止すること。

- 19、補助 89 号（東本通り）については、歩行者の安全確保策に努めること。
- 20、補助 246 号線（日の出通り）にかかっていた北本通りそば横断歩道（志茂 2 丁目 64 番地と赤羽 2 丁目を結ぶもの）を復活させること。
- 21、環状七号線神谷 3 丁目の（株）オートボックス環 7 神谷店の騒音・悪臭・粉塵発生に適切な対処を続けること。
- 22、東十条地域に公園・児童遊園を計画化すること。
- 23、王子五丁目団地内の小学校が役割を終えた際は、
不動産業者への売却ではなく、学校法人など教育施設の誘致をはかること。
当面、現有施設を可能な限り残し、地域の教育・体育・文化活動等の利用、NPO 活動や民間の障がい者施設への貸し出し、防災びろば等への活用をはかること。
- 24、王子地域に住民集会施設を整備すること。
- 25、十条高台地区まちづくりは、埼京線地下化による立体化構想の推進と旧岩槻街道の拡幅整備を最重点課題として、進展をはかること。
- 26、豊島 5・6 丁目については、まちづくり計画の機をとらえて、集会施設を設置、または誘致すること。
- 27、日本油脂工場跡地再開発計画（豊島 4 丁目）に関するまちづくりについては、地元住民の参画をはかり、要望を反映させること。
- 28、補助 88 号線計画の執行にあたっては、
沿線住民の生活再建、営業補償等に区としても誠意をもって対応すること。
北区画街路 5 号線と補助 88 号線は、同時に開通させること。
当面、路線バス停車帯を設置させること。
- 29、豊島 8 丁目遊び場については、住民参画で集会施設を設置、または誘致すること。
- 30、王子駅南口駅前広場や堀船 1 丁目周辺のまちづくりについては、
地元住民と十分な協議をおこない、要望を反映させること。
郵便ポスト、公衆トイレ、日除けベンチなどを設置すること。
付属街路 3 号線の相互交通を早期に実現すること。
新設した区道や周辺の狭隘道路の一方通行化をはかること。
- 31、滝野川地域に、北区のセレモニーホール建設を計画化すること。

- 32、滝野川 6 丁目 NTT 東日本社宅跡地の利活用については、
区先の先買制度を活用し、土地の一部を防災緑地公園や駐輪場を整備すること。
近隣住民の諸要望が実るよう、NTT 東日本にはたらきかけること。
- 33、南谷端公園については、再度近隣住民の声を聞き、利用改善をはかること。
- 34、田端の土地区画整理事業については、
従前・従後の路線価図および換地設計図と現況図の重ね図の公表を都にもとめること。
区としても、施工区域内での、共同建築補助、移転費用の貸し付け、および小規模賃貸住宅建築
助成事業の適用、建築業者団体の紹介などの生活再建支援を実施すること。
- 35、田端駅のバリアフリーは東田端側、田端高台側同時に実施すること。

第4章 区民本位の行財政改革を

第1節 政治倫理の確立について

- 1、（仮称）「北区公務員倫理条例」を制定すること。
- 2、（仮称）「区幹部職員の天下り規制条例」を制定すること。
- 3、幹部職員の、退職後の再就職先、並びに雇用先を、定期的に議会に報告すること。とくに、「区政会館」への元区長、副知事などの「天下り」に見られる、特権的な制度を廃止すること。
- 4、区長退職金を大幅に減額すること。
- 5、区長交際費をさらに縮小すること。
- 6、特別職の専用車を廃止すること。
- 7、職務に対し、公務員の倫理厳守は勿論のこと、誇りを持って区民に奉仕する職場環境を整えること。
- 8、区議会議員の費用弁償は廃止すること。
- 9、議会選出監査委員の選任は公正・公平にすること。

第2節 公正・公平な契約をめざして

- 1、不落随意契約はやめること。
- 2、価格競争だけの入札決定から、総合評価方式の実施をおこなうこと。
- 3、指名停止基準の強化と損害賠償額の引き上げをすること。
- 4、入札制度を改善するため、
請負業者への見積もり依頼の廃止、
発注価格の毎年の見直し、
不透明な入札業者の公表と契約からの排除、
予定価格と契約実績の公表、
官民癒着構造の是正措置、とくに契約業者へ「天下り・再就職」の禁止措置の実行、
契約状況の検査・調査制度を確立すること。
- 5、（仮称）公契約条例を、以下の内容で制定すること。
適正な賃金の確保。

下請け保護。
地元企業育成。
談合の防止。

- 6、北区が発注する公共調達において、労働条件確保、地元建設業の育成支援、不正の防止のための指導と支援の強化をすること。また、請負工事、請負事業における雇用及び雇用契約実態調査と北区、受注業者、労働団体との懇談を実施すること。
- 7、電子入札の実施にあたっては、
当面は大規模工事など、高額な契約案件からの導入をすること。
中小・零細企業が閉め出されることがないように、郵便入札と併用するなど十分な配慮をすること。

第3節 住民本位の行財政改革を

- 1、（仮称）「北区住民参画条例」を制定し、形式的な「パブリック・コメント」を改めること。
- 2、「北区経営改革プラン」を廃止し、住民本位の「行財政改革プラン」をつくること。
- 3、公的責任をあいまいにし、住民サービスの低下、縮減等を招く、指定管理者制度の導入、外部化の推進などは見直すこと。
- 4、財政運営上の「積み立て優先主義」を改め、区民本位に活用すること。
- 5、人減らし最優先の職員定数管理計画を改め、計画的に新規採用をおこなうこと。
- 6、職員に対して労務管理としての「目標管理」「成果主義給与」を強制しないこと。
- 7、事務事業評価制度の「評価」を機械的に適用しないこと。
- 8、市場化テストは導入しないこと。

第4節 区民負担の軽減を

- 1、消費税の増税計画をやめさせること。
- 2、大企業への特権的優遇税制を廃止するとともに、応分の負担をもとめること。
- 3、縮小された公的年金控除、廃止された老年者控除を復活させること。
- 4、税の申告により国保料など社会保険料控除のつけおち防止、寡夫（寡婦）控除、医療費控除などの税負担軽減ができることを積極的に周知すること。

- 5、区独自の「障害者控除対象者認定書」の交付により、税負担の軽減となることを、保険証や保険料通知書の郵送の際などあらゆる機会をとらえ周知すること。

第5節 自治権を拡充し、財政権確立のために

- 1、東京都によるオリンピック招致をテコにした都市再生の名による無駄な大型公共事業をおこなわないよう都にもとめること。
- 2、「道州制」の導入には反対すること。
- 3、「都区合算規定」を廃止させること。
- 4、大都市特有の行政需要に応えるため、国に「大都市交付金」を創設させること。
- 5、地方税減税影響額の全額を国に補填させ、都区財調財源への影響をなくすこと。
- 6、都、区への補填策を伴わない国庫支出金の削減をやめさせること。また、影響額完全補填策をとらない補助金の一般財源化には反対すること。
- 7、都区財政調整については、基礎的自治体にふさわしい事務配分を確立すること。
- 8、都区協議については、いわゆる官僚主導による都区協議の場を、秘密交渉の場から公開の場に変え、議長会をはじめ各区議会が参加できるようにすること。
- 9、区長会のあり方を根本から見直し、その決定権限の明確化と決議経緯の公開、並びに会議録の作成などを義務とさせること。
- 10、東京都後期高齢者医療広域連合や一部事務組合の情報公開と、区議会への報告を義務づけること。
- 11、都市計画税財源については、
 - 23区への都市計画交付金（交付額）は大幅に増額させること。
 - 23区内都市計画事業等に充当させることを基本に、当該区事業に最優先に適用させること。
 - 使途基準を都区間で明確化させること。
 - 都市計画事業等への財源は都市計画税を主に充てさせ、起債発行額を縮減させること。また、それともなう償還財源の財調算定額を縮小させること。
- 12、東京都の23区に対する補助事業を一方的に縮小・削減させないよう、23区と一体ではたらかけること。

以上